おんがく広場 第148号
令和3年(2021) 12月17日(金)
発行・クッキー会 発行責任者・加藤良一
Facebook,Twitterにも掲載／リンクフリー／御自由にコピーして下さい 令和2年(2020)4月10日創刊 連絡先 rkato@max.hi-ho.ne.jp

知的財産権 JASRAC(ジャスラック)とCARS(カーズ) 楽譜の著作権

知的財産権制度は、人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間の権利保護を与えるようにした制度で、様々な法律で保護されています。

◇ ◇

知的財産と**知的財産権**は、知的財産基本法で定義されています。知的財産は、「もの」とは異なり「財産的価値を有する情報」です。情報は、容易に模倣されます。そこで、創作者の権利保護のため、「元来自由利用できる情報を、社会が必要とする限度で自由を制限する」のが知的財産権制度です。

- 知的財産権
  - 著作権
    - 著作者の権利:著作物を保護（創作の時から著作者の死後70年）
    - 著作隣接権:実演を保護（実演を行った時から70年）
  - 産業財産権―特許権・実用新案権・意匠権・商標権
  - その他

産業財産権等は、「申請」「登録」などの手続きが必要ですが、著作権はそのような手続きは不要で、著作物が創られた時点で「自動的」に付与するのが、国際的なルールとされています。権利取得のための「登録制度」などは禁止されており、これを「無方式主義」といいます。

音楽の分野で最も重要な権利が著作権であることは間違いありません。著作権は**著作権法**によって定められています。この法律は、明治32年(1899)に作られ、その冒頭には、「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与する」ことを目的とすると規定しています。

JASRACとCARS

音楽に関する著作物即ち**楽譜**は、演奏に使われるという点が他の一般的な書籍などとは異なります。世の中に音楽はさまざまな形で存在し、音楽愛好家から商業目的の利用まで幅が広いため権利関係も非常に複雑です。その音楽著作物の権利保護のため昭和14年(1939)に設立されたのが**日本音楽著作権協会(JASRAC)**です。

"JASRAC"とは、**Ja**panese **S**ociety for **R**ights of **A**uthors, **C**omposers and **P**ublishers の略です。即ち国内の作詞者(Author)、作曲者(Composer)、音楽出版者(Publisher)などの権利者から著作権の管理委託を受けるとともに、海外の著作権管理団体と互いのレパートリーを管理し合う契約を結んでいます。

"CARS"は、ズバリ**楽譜コピー問題協議会** **C**onsultative **A**ssembly on **R**eprographic problems of **S**heet music です。「発行された楽譜の違法な複製を防止するための活動を通じて楽譜の適正利用の促進と音楽著作権の保護を図り、以って音楽文化の普及・発展に資する」ことを目的としています。平成16年(2004)、日本音楽作家団体協議会、日本現代音楽協会、日本作曲家協議会、日本童謡協会、日本音楽著作権協会、日本楽譜出版協会の6団体により発足しました。

つい軽い気持ちで楽譜をコピー

著作権があることは知っているが、ついコピーしてしまったという経験のある方はそれなりにいるのではないでしょうか。

ある曲を演奏したいとき、その曲は組曲の1曲として入っているので1冊まるごと買うのは戸惑ってしまうとか、どこを探しても楽譜が売られていないとか、もう絶版になっているなど、さまざまな理由があると思います。

しかし、今さらのことではありますが、作曲家や出版社は楽譜が売れ、演奏されることで生計を立て、次の創作活動につなげているのですから、その仕組みがうまく回らないとなると、音楽文化が衰退し、ひいては音楽を享受する人々にとっても不幸な事態となります。楽譜のコピーは一部例外を除いて基本的に違法であることをあらためて認識しましょう。

自宅練習用の楽譜コピーはOK！

練習用楽譜には、いろいろな書き込みをしますし、場合によっては指揮者が変われば指示内容も変わるため書き直しもします。そこで、個人的な利用の範囲であればコピーは許されています(著作権法第30条)。また、家庭内での使用、あるいはこれに準ずる場合のコピーも許容されています。ただし、微妙なケースの場合は確認してください。学校におけるコピーは、授業の範囲であれば許されます(同35条)。

◇ ◇

本論から外れますが、「組曲」だけでなく、「ピース譜」でも出版して頂けると買う方にはありがたいです。営業的にどうかという問題があることは承知していますが、オンデマンド出版のような方法で楽譜を入手しやすくなったらいいと思います。組曲出版については、さまざまな課題があり、一筋縄ではいかないようですので、別の機会に譲ることとします。